


所管部課	環境部 環境課		部長	松本 幹男																				
件名	第四次 東大和市地球温暖化対策実行計画について																							
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項																		
関係事項	条例規則																							
	部課機関																							
<p>1. 要旨</p> <p>東大和市エコアクション推進本部設置要綱第2条の規定に基づき、令和4年度を始期とする東大和市地球温暖化対策実行計画の策定に向けて、組織を設置し検討を進めてきた。この度、当該推進本部での検討を経て、推進本部長から市長への報告を行い、「第四次東大和市地球温暖化対策実行計画」を策定したことから報告するものである。</p> <p>(1) 計画期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日（5年間）</p> <p>(2) 計画目標 令和8年度までに、基準年（2013年度）の33%削減を図る。</p> <p>(3) 取組内容 ①再生可能エネルギー等の利用 ②公共施設等の照明器具のLED化 ③環境配慮行動の促進</p> <p>(影響及び効果)</p> <p>政府実行計画の趣旨を踏まえた、地方公共団体実行計画（事務事業編）を定め、取組を推進することで、脱炭素社会の実現に寄与できる。</p>																								
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <table border="0"> <tr> <td>令和3年 8月26日</td> <td>第1回 東大和市エコアクション推進本部会議</td> </tr> <tr> <td>令和3年 9月28日</td> <td>第1回 第四次東大和市地球温暖化対策実行計画検討委員会</td> </tr> <tr> <td>令和3年11月 9日</td> <td>第2回 第四次東大和市地球温暖化対策実行計画検討委員会</td> </tr> <tr> <td>令和3年12月13日</td> <td>第3回 第四次東大和市地球温暖化対策実行計画検討委員会</td> </tr> <tr> <td>令和3年12月16日</td> <td>第2回 東大和市エコアクション推進本部会議</td> </tr> <tr> <td>令和4年 1月18日</td> <td>第4回 第四次東大和市地球温暖化対策実行計画検討委員会</td> </tr> <tr> <td>令和4年 2月 9日</td> <td>第3回 東大和市エコアクション推進本部会議</td> </tr> <tr> <td>令和4年 3月 4日</td> <td>推進本部長から市長へ報告</td> </tr> <tr> <td>令和4年 3月 4日</td> <td>市長決裁</td> </tr> </table>							令和3年 8月26日	第1回 東大和市エコアクション推進本部会議	令和3年 9月28日	第1回 第四次東大和市地球温暖化対策実行計画検討委員会	令和3年11月 9日	第2回 第四次東大和市地球温暖化対策実行計画検討委員会	令和3年12月13日	第3回 第四次東大和市地球温暖化対策実行計画検討委員会	令和3年12月16日	第2回 東大和市エコアクション推進本部会議	令和4年 1月18日	第4回 第四次東大和市地球温暖化対策実行計画検討委員会	令和4年 2月 9日	第3回 東大和市エコアクション推進本部会議	令和4年 3月 4日	推進本部長から市長へ報告	令和4年 3月 4日	市長決裁
令和3年 8月26日	第1回 東大和市エコアクション推進本部会議																							
令和3年 9月28日	第1回 第四次東大和市地球温暖化対策実行計画検討委員会																							
令和3年11月 9日	第2回 第四次東大和市地球温暖化対策実行計画検討委員会																							
令和3年12月13日	第3回 第四次東大和市地球温暖化対策実行計画検討委員会																							
令和3年12月16日	第2回 東大和市エコアクション推進本部会議																							
令和4年 1月18日	第4回 第四次東大和市地球温暖化対策実行計画検討委員会																							
令和4年 2月 9日	第3回 東大和市エコアクション推進本部会議																							
令和4年 3月 4日	推進本部長から市長へ報告																							
令和4年 3月 4日	市長決裁																							
3. 留意事項（問題点等）																								
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、職員への周知を行うとともに、閲覧事務を進めたい。																								
5. 審議結果																								

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。